

# 第5回 甲賀市議会定例会

第5回甲賀市議会定例会  
例会が8月24日から9月18日までの日程で開催されました。審議・可決された主な議案は次のとおりです。

## 委員の推薦(敬称略)

● 人権擁護委員  
伊室 信子

## 平成20年度決算

● 2〜5ページに掲載

## 平成21年度補正予算

- 甲賀市一般会計補正予算 (第3号)
  - 甲賀市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
  - 甲賀市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 他9件

## 条例の制定

- 甲賀市多世代交流センター条例
- 甲賀市税条例の一部を改正する条例
- 甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 甲賀市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 甲賀市開発センター条例の一部を改正する条例
- 甲賀市林業振興施設条例の一部を改正する条例

## 決算審査報告

監査委員

相川 良和  
山川 宏治

平成20年度一般会計、12の各特別会計および基金運用状況、病院事業会計ならびに水道事業会計について決算審査を実施しました結果、計数、関係帳簿等を確認し、いずれも適正であると認めました。

平成20年度は、経済環境が激変し世界的な金融危機による景気低迷が続く中、地方公共団体においても景気後退の影響を受け、自主財源の根幹である税収入の減による厳しい行財政運営が迫られています。加えて、各会計における収入未済額が、22億円余となっており、憂慮すべき事態となっています。この対策として、平成20年度に新たに、滞納債権対策課を設置され、未収金発生の防止策及び早期回収の努力がされていますが、引き続き負担公平の原則からも、悪質と判断される滞納者に対しては毅然とした姿勢で対応される等、滞納額回収の取り組みを一層強化されるよう要請したところです。

一方、平成20年度は予算編成において、従来からの査定方式から枠配分方式に転換され、各部局、行財政改革の観点からも所管業務の抜本的な見直しをされ、より効果的な施策の取り組みとなるよう予算編成がされました。また、予算執行においても厳しい財政状況の認識に立ち、経費節減の努力をされ、結果、経常収支比率が前年度より0.9%改善されたことは一定の評価をするものです。今後においても、益々行財政運営の厳しさが増す状況下において、健全財政堅持のためにも、市制施行5か年を経過する市として、「改革するもの」、「守っていくもの」をタイミングとスピード感を持って見極めながら、地方自治法の規定に沿い「事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で

最大の効果を挙げる」不断の実践に大いに期待します。

次に、病院事業会計決算では、当年度純損失約5千万円余りで、当年度未処理欠損金は約4億7千万円となっています。特に、年度当初から12月までの期間に常勤医師1名の減員により、医業収益の大幅な減少となりました。医師の確保が一段と厳しい状況下において、地域自治体病院の使命である地域医療の確保と、拠点施設の維持のため、病院改革プランを早期に樹立され、全般的な業務改善が必要と考えます。

次に、水道事業会計決算では、合併以降、初めて当年度純利益約1億2千万円余りとなり、当年度未処理欠損金は約8億5千万円余りとなりました。今後におきましても、水道事業経営の不断の改善に尽力され、経営基盤の強化に努められるよう望むものです。また、水道料金の未納についても、負担の公平性の観点から引き続き、滞納者の状況等を的確に把握され、未収金の確実な管理と徹底した収納対策に努められるよう望むものです。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による甲賀市の健全化判断比率に関しては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、総務省が示す早期健全化基準と比較しますとこれを下回っており、良好な状況であると言えます。また、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準と比較すると下回っていますが、実質公債費比率について、地方債協議・許可制移行基準の18.0%を上回っていることから、財政硬直化の深刻な状況に至らないよう、今後の慎重な対応を望むところであります。

## 問い合わせ

監査委員事務局 ☎ 65-0656 ☎ 63-4577